

台風第19号 関連情報  
被災家屋等の解体、撤去（公費解体等）の  
受付を開始します



ターゲット 13.1

令和2年1月10日  
郡山市生活環境部  
3R推進課  
TEL：924-2181

【1/10 14:30 送信】

台風第19号により被災された個人や中小企業者等が所有する家屋等について、生活環境上の保全、二次災害の防止及び生活再建の支援を図るため、所有者からの申請等に基づき、市が解体、撤去等を実施します。

【受付】

- 1 開始日 1月14日(火)
- 2 場所 被災者支援総合窓口（市役所本庁舎2階 正庁）  
午前8時30分～午後5時15分

【対象】

■ り災証明書で「半壊」以上の判定を受けた家屋等

- 1 り災証明書の判定結果が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた、個人所有の家屋、中小企業の所有建物、これらと一体となって解体、撤去する工作物
- 2 既に「自費」により解体、撤去を行った家屋、事業所等で、市が必要と認めたものの費用の補助  
※ り災証明書の判定が「半壊」以上であっても、建物の一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去は対象となりません。

【必要書類等】

[解体、撤去を予定している方、既の実施した方、共通]

- ・ り災証明書 ほか

[解体、撤去を既の実施した方]

- ・ 現場写真（解体施工前・施工中・施工後）
- ・ 解体工事の見積書、契約書、領収書、工事費用内訳書
- ・ 建物に係る登記事項証明書等の書類 ほか

※ 上記の必要書類のほか、個別の事情に応じ追加となる場合があります。

※ 必要な書類等は、市ウェブサイトに掲載するほか、被災者支援総合窓口で配布します。

問合せ先：被災者支援総合窓口（0800-800-5333）、又は3R推進課（924-2181）

【その他】

- 1 公費解体について  
被災家屋等の所有者に代わって、市が費用を負担して家屋等の解体、撤去を行います。
- 2 自費解体について  
既に被災家屋等の所有者が、解体・撤去を行った場合、又はそのための契約を締結している場合、市が事後的に費用の償還を行います。（※ ただし、全額償還とならない場合があります。）